

浜長保険センター安全だより

令和元年 11 月 8 日

浜長保険センター 第 36 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



11月4日、昨年より18日早く木枯らし1号が吹きました。暦の上では11月8日、立冬（8日～22日）、この期間、秋はどんどん深まり、これから本格的な冬を迎えます。冬支度とともに暖かい鍋料理が恋しい頃になりました。皆様にはお変わりなくお過ごしのことと思います。



兵庫県警は、警察本部で横断歩行者守り隊「SKWT」（スクワット）の出発式を開いた。JAFが兵庫県で実施した調査によると信号のない横断歩道で車両が一時停止する割合は約43%、約6割が違反。県警は1月～9月、横断歩行者妨害違反8,265件、同時期、同違反で死亡者3人、負傷者491人。

このような現状に歯止めをかけるため、スクワット「セイフティー」「クロスウオーク（横断歩道）」チームを立ち上げ、11月5日から15日を強化期間として取り締まる。また、「あおり運転」取り締まりの出発式もあり、県警ヘリコプターが中国自動車道を上空から監視した。（2019年11月6日 水曜日 神戸新聞より）

横断歩道等における歩行者等の優先について、道路交通法では、どのような内容になっているのか、判例を踏まえて少し説明します。

問 横断歩道における歩行者の優先について、道路交通法では、どのような内容になっているのか？

答 横断歩道等における歩行者等の優先について、少し内容が堅苦しくなりますが、取り敢えず道路交通法に示された原文のまま記載します。

道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の保護）

1項「車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（横断歩道等という）に接近する場合は、その進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（歩行者等という）がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。

この場合、横断歩道等により進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等がある時は、横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。



1 横断歩道等における歩行者等の保護

(1) 前段で横断歩道等に接近する車両等の義務

進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、その横断歩道等の直前又は停止線の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない義務を規定している。

ア「進路の前方」とは、進路の両側方に概ね1メートルの範囲と解されている。

イ「横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き」の具体例

①横断歩道等の入口に歩行者等が立っているが、車の通過を待っているのか、横断しようとしているのか不明である場合



- ②横断歩道等の入口に駐車車両、看板等の障害物があり、その陰から歩行者等の横断が予測される場合
- ③道路の中央に街路樹があり、その横断歩道等の右側部分が見通せないため、その陰から歩行者等の横断が予測される場合
- ④雨降りの夜などで、街灯がなく暗いため横断歩道等を歩行者等が横断しようとしているのかどうか不明の場合

ウ「**停止することができるような速度**」とは、速度は徐行を要求しているのではないが、横断歩道等の至近のところで徐行に近い状態になっていることであり、ブレーキを普通に踏んで静かにしかも直ちに停止できるような速度と解されている。

歩行者等側から、車両等が接近してきても少しの危険も感じないような速度と解されている。

この規定は、仮に横断を始めたとしても、その横断歩道等の直前で急ブレーキを掛けることなく、ごく自然に停止することによって歩行者等の保護の徹底を図るためである。

【判例】

交通整理の行われていない横断歩道を通ずる際には、たとえ歩行者が対向渋滞車両の間から飛び出して来たとしても、横断歩道の直前で一時停止できるような方法と速度で運転すべき注意義務がある。



(昭 42. 2. 10 東京高裁)

歩行者は、車両等がその横断歩道に近づいてきても、これを横断して差し支えないものであり、車両等の運転者に対し、歩行者が横断し、横断しようとする場合は、横断歩道直前で一時停止すべきことを義務づけている。(昭 55. 4. 15 福岡高裁宮崎支部)

2項

「車両等は、横断歩道等又はその手前の直前で停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。」

3項

「車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に 30 メートル以内の道路の部分、その前方を進行している他の車両等(軽車両を除く)の側方を通過してその前方に出てはならない。」

いわゆる追抜き禁止を規定しています。



【判例】

交通整理の行われていない横断歩道を通ずる際には、たとえ歩行者が対向渋滞車両の間から飛び出して来たとしても、横断歩道の直前で一時停止できるような方法と速度で運転すべき注意義務がある。(昭 42. 2. 10 東京高裁)



歩行者は、車両等がその横断歩道に近づいてきても、これを横断して差し支えないものであり、車両等の運転者に対し、歩行者が横断し、横断しようとする場合は、横断歩道直前で一時停止すべきことを義務づけている。(昭 55. 4. 15 福岡高裁宮崎支部)